

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び会費)

第2条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、次の区分により製造業等の事業(※)の年間売上高に応じて、入会金及び会費(以下「会費等」)を支払わなければならない。

(1) 入会金

年間売上高	入会金
100億円以上	50万円
50億円以上100億円未満	30万円
20億円以上 50億円未満	20万円
10億円以上 20億円未満	10万円
10億円未満	5万円

(※) 製造業等の事業とは、製造業等の事業主の行う製造請負事業に、製造業の生産過程に密接に関連して行われる事業(包装、梱包作業並びに物流・運輸)並びにこの分野の派遣事業を含むものとする。(以下共通)

(2) 会費

年間売上高	月額会費
300億円以上	40万円
200億円以上300億円未満	30万円
100億円以上200億円未満	20万円
50億円以上100億円未満	15万円
20億円以上 50億円未満	10万円
10億円以上 20億円未満	5万円
10億円未満	3万円

注1) 年間売上高は、直近の決算額を基準とする。

注2) 会費は原則として各月末までに口座振込とし、各月請求書により請求することとする。但し、3か月毎、6か月毎、年間一括納付等、申告によって行うことができる。

注3) 会費は、理事会において入会決定をした翌月から支払わなければならない。

- 2 正会員がグループ企業を有するときは、第1項の規定に関わらず正会員を含むグループ企業全体の製造業等の事業の年間売上高に応じて、会費等を支払わなければならない。この場合において、当該グループ企業に本協会の他の会員が含まれるときはその会員を除くものとし、その会員については、第1項の規定により会費等を支払うものとする。
- 3 前項におけるグループ企業は、資本において親子関係にある親会社及び子会社の一群をいうものとする。また、親会社とは会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第4号で定義する親会社とし、子会社とは同条第3号で定義する子会社（海外設立法人を除く。）とする。

（賛助会員）

第3条 賛助会員は、次に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

1 法人賛助会員

法人の賛助会費は、一口以上とする。（一口は月額1万円）

（注）会費は原則として各月末までに口座振込とし、各月請求書により請求することとする。但し、3か月毎、6か月毎、年間一括納付等、申告によって行うことができる。

2 個人賛助会員

個人の賛助会費は、法人の賛助会費に準ずる。但し、理事会の承認を得た場合は、会費を免除することができる。

（会費滞納等の取り扱い）

第4条 会費を1年以上にわたって滞納した時は、会員資格を喪失する。但し、資格を喪失しても未履行の義務を免れることはできない、また、既納の入会金及び会費、その他の拠出金は返還しない。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、「規程類管理規程」の定めに基づき行う。

附則

- 1 本規程は、平成22年7月21日から施行する。
- 2 改訂 平成23年6月15日
- 3 改訂 平成24年5月16日
- 4 改訂 平成28年6月8日（規程番号変更）

この基準の変更は、平成28年6月8日から施行する。